

上尾市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 1 3 号

上尾市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

上尾市母子保健法施行細則（平成 2 5 年上尾市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 号、第 1 号様式及び第 8 号様式中「被保険者証等の」を「医療保険各法による」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の上尾市母子保健法施行細則の様式（以下「旧様式」という。）による書類は、この規則による改正後の上尾市母子保健法施行細則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。